

「目視等で確認する」について

運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

直行直帰の場合でも、酒気帯びの有無の確認は必要です

●対面が原則。対面での確認が困難な場合

- ①カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ②携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

「確認内容の記録」について

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録。

●2022年4月1日から

- (1) 確認者名
- (2) 運転者
- (3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 確認の日時
- (5) 確認の方法、対面でない場合は具体的方法
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項

●2022年10月1日から

上記に加え、アルコール検知器の使用の有無。

「アルコール検知器の常時有効保持」について

「常時有効保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいいます。

このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。

「アルコール検知器」について

●アルコール検知器

呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるもの

●国家公安委員会が定めるもの

呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器